

平成 29 年度の静岡県の多文化共生主要施策

(静岡県 地域外交局 多文化共生課)

1 要 旨

静岡県では、外国人の増加に伴う様々な課題に対応するため、「静岡県多文化共生推進基本条例」(平成 20 年 12 月制定)に基づき、平成 23 年 3 月に「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定し、市町、地域、経済団体、企業、NPO 等と連携して、総合的・計画的に多文化共生施策を推進している。

なお、静岡県多文化共生審議会からの「提言」を踏まえ、県総合計画の改定と併せて、平成 26 年 3 月に基本計画を見直す(計画期間も平成 29 年度まで 2 年延長)とともに、28 年 3 月に主要指標及び個別目標の一部を見直した。

現計画の期間が平成 29 年度までであるため、本年度中に次期計画を策定する。

2 平成 29 年度の県主要施策

(1) 多文化共生意識の定着

ア 活躍する外国人発掘活用

- ・外国人県民に対する親しみをもちてもらうため、地域で活躍する外国人県民を紹介しているウェブサイト「活躍する外国人県民 Life in Shizuoka」での掲載者数を増やし、外国人の出身地、居住地、職業等の多様化を図っていく。(H29. 10 現在、10 カ国 22 人)

イ 県民への意識啓発

- ・フェイスブック等による外国人県民向け情報提供、国際交流員による小中高校等での異文化理解出前教室の拡充など、幅広い階層の県民へ啓発。

(2) 外国人県民のコミュニケーション支援

ア 多文化ソーシャルワーカーの育成

- ・外国人の文化的背景を理解し相談に応じる人材の育成のため、市町の各種相談窓口の職員等を対象にした研修を実施。

イ やさしい日本語の普及促進

- ・静岡県庁版やさしい日本語の手引きを作成し、庁内での活用を促進する。
- ・併せて、市町にも手引きを紹介し、市町での取組も促進する。
- ・課ホームページでの先進事例の紹介。

ウ 地域日本語教室の拡充促進

- ・市町に対する日本語教室活用の促進。

(3) 外国人の子どもの教育環境整備

ア 外国人の子どもの不就学実態調査の継続、就学促進

イ 外国人の子ども育成支援事業(外国人の子どもの就学対策)

- ・不就学を防ぎ将来活躍できる人材育成のため、県教育委員会と連携し、市町における地域総ぐるみの支援体制の整備を促進
(取組内容) 教科支援人材・外国人の初期支援人材の育成、モデル支援教室実施による市町での支援員活用促進

ウ 外国人の子ども教育支援基金事業(H29 新規事業)

- ・外国人の子どもを将来活躍できるグローバル人材として地域全体で育てるため、企業等からの寄付を活用して日本語の習得や地域での居場所づくりなどの支援を行う。
(造成先) (公財) 静岡県国際交流協会
(充当事業) 日本語能力検定試験受験料助成、キャリア支援教育 ほか

(4) 雇用・就労環境の整備

- ・24年2月に策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」への企業の賛同の拡大を図るとともに、同様の憲章を持つ他の東海3県1市(名古屋市)と共催で、憲章セミナーを本県で開催予定(㉔愛知県、㉕岐阜県、㉖三重県で開催)。

(5) 医療通訳体制整備 (H29 新規事業)

- ・日本語能力が十分でない外国人住民が安心して医療機関を受診でき、健康に暮らすことができる環境をつくるため、健康福祉部等と連携し医療通訳体制を整備する。
(取組内容) 医療通訳者の養成・紹介、医療通訳受入環境体制整備、静岡県医療通訳推進協議会の開催

(6) 危機管理対策の推進

- ・地震防災ガイドブック「やさしい日本語」版(24年度作成)や、27年度に作成した避難生活ガイドブック「やさしい日本語」版を活用し、発災直後の緊急時等に日本人と外国人がコミュニケーションを図れるようにするための防災知識の普及を促進する。